

※一斉受付期間開始日から三次受付期間終了日までに利用登録・申請の場合のみ

求職活動申告書

提出日： 年 月 日

板橋区教育委員会 宛

申告者（保護者）

氏 名		電 話	()
住 所			

現在求職活動中ですが、4月からの就労を前提として、以下確認項目に同意のうえ、あいキッズ利用登録申込書兼利用申請書に記載の区分について、あいキッズの利用を申込（申請）します。

<確認項目> 確認のうえ、すべてにチェックを入れてください。

【さんさんタイムオレンジ】

- ☐ 4月からの就労が決まった場合、3/19までに「申立書」及び「内定証明書」、「申請事項変更届」をあいキッズに提出し、就労後改めて4月末日までに「就労証明書」及び「申請事項変更届」を提出します。
- ☐ 4月からの就労が3/19までに決まらなかった場合、又は4月からの就労が決まったが利用要件を満たさない場合、3/31までに「辞退届」をあいキッズに提出します。

【きらきらタイム】

- ☐ 4月からの就労が決まった場合、3/19までに「申立書」及び「内定証明書」、「申請事項変更届」をあいキッズに提出し、就労後改めて4月末日までに「就労証明書」及び「申請事項変更届」を提出します。
- ☐ 4月からの就労が決まったが、希望する利用区分に該当しなくなった場合、3/19までに「利用状況変更申請書」をあいキッズに提出します。
- ☐ 4月からの就労が3/19までに決まらなかった場合、又は4月からの就労が決まったが利用要件を満たさない場合、3/31までに「辞退届」（区から承認通知書が届いていない場合は「申請取下届」）をあいキッズに提出します。